令和4年第7回

川西市教育委員会(定例会)議案書

川西市教育委員会

目 次

〇 報告 第10号 専決報告について(令和3年度川西市一般会計補正予算について)

報告第10号

専決報告について

下記の事件は、急施を要したため、教育長に対する事務委任規則(昭和31年川西市教育委員会規則第11号)第4条第1項の規定により処理したので、同条第2項の規定により報告し、承認を求める。

令和4年4月21日提出

川西市教育委員会 教育長 石 田 剛

記

令和3年度川西市一般会計補正予算(第13回)

専決第 8 号

令和3年度川西市一般会計補正予算について

令和3年度川西市一般会計補正予算(第13回)のうち、教育委員会関係予算について市 長に申出するにつき、教育長に対する事務委任規則(昭和31年川西市教育委員会規則第 11号)第4条第1項の規定により専決した。

令和4年3月31日専決

川西市教育委員会 教育長 石 田 剛

			< <u> </u>			
項目	R3 子育て世帯への臨時特別給付(子育て特別給付金)		の臨時特別給付金」を受け取れていない方が対象です。【要申請】			
	【児童1人あたり、先行給付金5万円・後続給付金5万円】	令和3年9月以降に離婚をしたひとり親家庭の方等への 臨時特別給付(支援給付金)				
支給要件	・支給対象児世帯の主たる生計維持者の令和2年中の所得が児童手当法の所得制限を超えない 世帯 「特例給付」に該当する場合は、支給対象外 特例給付とは…児童手当の所得制限を超えた方が受給する手当(手当月額5,000円/児童)	支給対象児世帯の主たる生計維持者の令和2年中の所得が児童手当法の所得制限を超えない世帯のうち、下記に該当する世帯・令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金の対象者の基準日(児童手当の対象となる中学生以下の児童は令和3年8月31日、児童手当の対象とならない児童は令和3年9月30日)より後に、離婚や離婚を前提とした別居(離婚協議中で住民票世帯が別になっている)をし、給付金の支給を受けることができない方・配偶者からの暴力(DV)を受け児童と避難している場合で、配偶者に対して給付金が支給され、給付金の支給を受けることができない方・令和3年9月30日より後に海外から帰国した方・令和3年9月30日より後に養子縁組等により対象児童の養育者に変更があった方				
支給対象児童	平成15年4月2日~令和4年3月31日までに出生した児童 「特例給付」に該当する場合は、支給対象外					
支給対象者	・令和3年9月分児童手当の受給者 ・令和3年9月30日時点で高校生等を養育している方	・令和3年9月分児童手当の受給者ではなかったが、令和4年3月分児童手当の受給者となった方 ・令和3年9月30日時点で高校生等を養育していなかったが、令和4年2月28日時点で高校生等を養育している方 ・これらに準ずる方(海外からの帰国など、詳しくはお問い合わせください)				
申請期限	令和4年3月31日(木)まで(令和3年9月分の児童手当を川西市から受給した世帯には、 R3.12.23,R3.12.27に振込済みです。) 令和4年3月末に出生した新生児については、令和4年4月15日(金)まで受付	窓口:令和4年4月28日(木)17時まで受付(予定) 郵送:令和4年4月30日(土)当日消印有効(予定) *早めの申請をお願いします。				
申請、お問い合わせ先	〒666 8501 川西市中央町12 1 川西市役所 こども支援課(川西市役所3階 番 子育で特別給付金窓口) 子育で特別給付金 専用電話番号: 072-740-3007 (子育で特別給付金 専用電話番号は、R4.5.31まで) 給付金専用メールアドレス: kwex0020@city.kawanishi.lg.jp (給付金専用メールアドレスは、R4.5.31まで) お問い合わせの際には、「子育で特別給付金」とお伝えください。 電話、窓口は混み合うことがございます。できる限りメールでお問い合わせください。 □ はより ・ 制度詳細、お問い合わせ先へは、左のQRコードからアクセスしてください。 ・ 制度詳細、お問い合わせ先へは、左のQRコードからアクセスしてください。					

報告第10号資料 令和3年度川西市一般会計補正予算(第13回)

繰越明許費補正 (単位:千円)

款	項	事業名	金額	備考
03民生費	03児童福祉費	児童福祉推進費人件費 (子育て世帯臨時特別給付金給付事業 に要する時間外勤務手当等)	200	時間外勤務手当:200
03民生費	03児童福祉費	子育て世帯臨時特別給付金給付事業 (子育て世帯臨時特別給付金給付業務)	58,200	給付金:57,400 事務費: 800 給付対象見込者数:574人